

手配旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める『取引条件説明書面』及び同法第 12 条の 5 に定める『契約書面』の一部となります。

2. 手配旅行契約

- ① この旅行は、株式会社リッツインターナショナル(国土交通大臣登録旅行業第 1640 号)/福岡市中央区舞鶴 1-2-8 セントラルビル 3F/(社)日本旅行業協会正会員(以下「当社」といいます。)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- ② 旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理・媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配することを引き受ける契約をいいます。
- ③ 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- ① 当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料・その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- ② 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立いたします。なお、クレジットカード決済の場合は、カード番号等をお預かりし、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。
- ③ 本項②の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく旅行契約が成立いたします。
 - ① 契約書面による特約をもって、申込金のお支払いを受けることなく、契約の締結のみにより手配旅行契約を成立させると明示した場合。
 - ② 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するもので、口頭による申込みを受け付けた場合。
 - ③ 御来店の場合は、書面をお渡しした時点、FAX の場合は発信した時点、E-メールの場合はお客様に到着した時点で契約成立となります。
- ④ 申込金は、お一人様につき ¥20000 以上～全額まで、ピーク時期(4/25～5/5、8/5～8/15、12/20～1/5)にご出発のお客様はお一人様につき ¥30000～全額までとさせていただきます。ただし PEX 航空券、早期割引航空券など発券期限のある航空券の場合には別途

当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

- ⑤ 当社が指定する支払い期日までに申込金及び旅行代金の受領を確認できない場合、当社はお申込がなかったものとして取り扱うことがあります。
- ⑥ 団体、グループの場合のお申込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。
- ⑦ お申込み及び申込書の記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込み下さい。

4 お申込み条件

- ① お申込み時点で 20 歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- ② 旅行開始時点で 15 歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付き添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- ③ 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体のご不自由な方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- ④ その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

5 旅行代金のお支払い

- ① 旅行代金とは、当社が旅行サービス手配する為に、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更料及び取消料を除きます）をいいます。
- ② 旅行代金のお支払いは当社指定の期日までにお願いたします。
- ③ ご旅行代金は、当社所定の銀行口座にお振込みいただくか、現金又はクレジットカードにてお支払いいただけます。お取り扱い可能なクレジットカードは、VISA・MASTER・JCB・AMEX です。ご利用の詳細は担当者にお問い合わせ下さい。

6 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- ① 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお、徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- ② 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。ただし、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、

減額の場合には追加徴収、返金とさせていただきます。

- ③ 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

7 旅行代金の変更

- ① 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において生じた旅行代金の増加、又は減少はお客様に帰属するものとします。
- ② 当社は、旅行サービスを手配する為に実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として收受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をいたします。

8 契約内容の変更

- ① お客様が、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- ② お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消する為に運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。

*以下の変更は、一旦取り消しの後、新規の契約として取り扱い所定の取消料をいただきます。

ア ご搭乗者の氏名（スペル）の変更あるいは訂正

イ ご依頼の変更後の旅行日程が、空席待ち等の事由により成約にならない場合

ウ 旅行目的地を海外から国内への変更

9 契約の解除

① お客様による任意解除

お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも契約の全部又は一部を解除することが出来ます。ただし契約解除のお申し出をお受けできるのは、お客様がお申込をされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。（お申し出の期日より取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも申し込み時点において必ずご確認ください。）

ア お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

イ 当社所定の取消料金（別紙 1 参照）

ウ 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金。

- ② 一度確保された予約を、お客様の都合で変更され、変更後の予約が確保できなかった場合に取消しされますと、変更前に確保した予約の取消料が適用されます。
- ③ 航空券発券後の取消・変更は、所定の取消・変更料とは別に実費必要となる場合があります。(IATA 手数料、航空会社の特別施策による取消・変更手数料等)
- ④ 旅行申込み時点の氏名はパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確にお知らせ下さい。お客様の氏名が誤ってお申込された場合にて、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡及び変更手数料等が必要となります。運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除される場合もあります。この場合当社所定の取消料をいただきます。

⑤ お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないとき、旅行契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等にかかわる債務の一部、又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用は、お客様の負担とさせていただきます。

ア お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

イ 当社所定の取消料金

ウ 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取り扱い料金

⑥ 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

海外取消料/変更料に関しましては、別表 1 を御参照下さい。

10 団体・グループ契約

- ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- ② 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- ③ 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

す。

- ④ 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務、又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- ⑥ 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

11 当社の責任

- ① 当社は、旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。
当社又は、当社が手配を代行させた者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった時に限ります。
- ② 手荷物について生じた本項①の損害については、同項の規定に関わらず損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

12 当社の免責事項

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）により損害を被ったときは、当社は、11 当社の責任-第①項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- ア 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により搭乗予定の便が取消、変更された場合。
- イ 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合。
- ウ お客様が、ご出発（帰路便）の 72 時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠った為、予約を取消され、航空券が無効になった場合。
- エ お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きが出来なかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合。
- オ お客様が航空券等の紛失又は、盗難にあわれた場合。（原則として、再発行は出来ません。）
- カ 旅券（パスポート）の残存期間期間の不足及び査証（ビザ）の不備、再入国許可書等の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない

場合。

キ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が異なっている為、搭乗できなかった場合。(旧姓、ローマ字の綴りにご注意ください。)

ク お客様のご都合にてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取消され航空券が無効になった場合。

13 お客様の責任

- ① お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ② お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

14 お客様が出発までに実施する事項

- ① ご旅行に要する旅券及び残存有効期限・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部又は全部の代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得が出来なくてもその責任を負いません。なお、当社ら以外の旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
- ② 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページにて御確認下さい。★ ホームページ <http://www.forth.go.jp/>
- ③ 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「外務省海外安全ホームページ」にて御確認下さい。★ ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

15 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名・年齢・生年月日・電話番号・メールアドレス・住所・勤務先等の情報は、「個人情報」に該当しますので、当社は、以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- ① 当社は、お客様がお申込みになられた旅行サービスを手配する為に必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に対しお客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後の御感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ② 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - ア お客様ご本人の同意がある場合。
 - イ 旅行サービスの提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。
 - ウ 法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。
- ③ お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、お申込みをお断りする場合があります。

16 通信契約により旅行計画を締結されるお客様との旅行条件

- ① 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払いをうけることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申し込みを受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
- ② 本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ③ 通信契約を締結しようとするお客様には、お申し込みの際し、お申し込みされる旅行の名称、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカード番号（会員番号）その他当社指定の事項を当社にお申し出ていただきます。
- ④ 通信契約による旅行契約は、電話によるお申し込みの場合は当社がお客様からのお申し込みを承諾したときに成立するものとします。郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ、テレックス等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- ⑤ 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取

消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や、契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項の⑥により当社が旅行契約を解除した時には、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。

- ⑥ 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

《 旅行代金の返金に関するご注意 》

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承下さい。

《 航空会社のマイレージについて 》

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社で行っていただきます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねますのでご注意下さい。

★★★ ご注意 ★★★

- ① 旅券（パスポート）の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なります。お客様ご自身でご確認下さい。パスポートの残存有効期間不足や査証（ビザ）の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がございますのでご注意下さい。
- ② 接続便については、接続時間を確認のうえ手配していても遅延、及び入国審査、手荷物などの混雑状況により現地で乗継ぎが出来ない場合もありますので、ご旅行に際しては出来る限り余裕をもったスケジュールをお立てください。
- ③ 海外から当社へのお電話は必ずパーソナルコール（指名電話）をお願いいたします。コレクトコールはお受け致しませんのでご了承下さい。当社の責と認められる場合には帰国後通話料金をお支払いいたします。
- ④ 格安航空券の基本的利用条件として、飛行ルートの変更・払戻し・他航空会社への乗換えが出来ない（指定された航空会社しか利用できない）、途中降機（ストップオーバー）の制限等の制約がございます。